

役員報酬及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国開拓振興協会定款第27条に基づき、役員報酬及び費用に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員報酬月額、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれの当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 会長 | 10万円 |
| (2) 専務理事 | 55万円 |
| (3) 監事(定款第27条ただし書きに規定する監事をいう。) | 5万円 |

2 第1項第1号に掲げる者が同号に掲げる額の支給を受けた場合において、農業協同組合法第30条の5兼職・兼業の禁止の規定に該当するときは、同号に掲げる額は8.3万円とする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬の支給日は、毎月20日とし、当月分の月額で定めた報酬を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は第2条第1項第2号に掲げる役員が退職した場合に支給し、死亡した場合はその法定相続人に支払う。

2 前項の役員に対する退職慰労金は、総会で承認された総額の範囲内で退任時の報酬月額に在職年数(8年を上限とする。)と在職年数に応じた支給率を乗じた額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。

第5条 前条第2項に規定する在職年数に応じた支給率とは、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 在職年数が2年以下 | 1.00 |
| (2) 在職年数が2年超4年以下 | 1.25 |
| (3) 在職年数が4年超8年以下 | 1.31 |

2 同項の計算で在職期間1年未満の場合は、在任月数で算出する。

3 就任及び退任の月はすべて各1ヵ月とする。

4 支給総額において、計算上生じる千円未満の端数は千円に切り上げる。

(通勤手当)

第6条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤の役員に対してその運賃相当額を通勤手当として支給する。

2 前項に定めるもののほか、通勤手当の月額は、役員1ヶ月に要する通勤定期代に相当する額とする。ただし、勤務1ヶ月に満たない場合は、1ヵ月の通勤定期代に相当する金額か通勤日数に応じた実費か、いずれか低い額とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員報酬及び費用の支給に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年度から適用する。
- 2 この規程は、平成24年度通常総会の日（平成24年5月24日）から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人全国開拓振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、第5回定時総会の日（平成29年6月16日）から施行する。

附 則

この規程は、第8回定時総会の日（令和2年6月12日）から施行する。